

避難行動要支援者名簿に関する条例の制定案について

1 避難行動要支援者名簿について

- ・平成23年の東日本大震災における死者数のうち、65歳以上の高齢者は約6割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍と推定。
- ・これらを踏まえ、災害対策基本法（以下、「法」）が改正され、災害発生時の避難行動について特に支援を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」）の名簿作成が市町村長に義務付けられた。
- ・災害発生時に、要支援者の円滑かつ迅速な避難の支援や、安否の確認などを実施する際の基礎資料となるもの。本市では平成29年度から作成している。

2 避難行動要支援者の範囲

- (1) 在宅の者で、次の要件に1以上該当するもの
 - ・要介護認定3以上 ・身体障害者手帳1級又は2級（心臓、じん臓又は免疫機能障害のみを除く）
 - ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳1級 等
- (2) 在宅の者で、要支援者名簿への登載を希望し、次の要件に1以上該当するもの
 - ・要介護認定（上記（1）に該当するものを除く） ・要支援認定
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている者（上記（1）に該当するものを除く）
 - ・指定難病患者 ・65歳以上で身体虚弱の者 等

3 避難支援等関係者（情報提供の相手方）の範囲

- ・校区自治協議会
- ・校区社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員

4 避難行動要支援者名簿における課題

- ・法では、災害発生時には、要支援者本人の同意の有無に関わらず名簿情報を地域に提供することが出来るとされているが、災害時の安否確認や避難支援に効果的に名簿を活用してもらうためには、平常時から名簿情報を地域に提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、要支援者と顔の見える関係づくりを進めておいてもらうことが重要。
- ・しかし、法においては、平常時から名簿情報を地域に提供するためには、基本的にはあらかじめ要支援者本人の同意を得ることが必要とされていることから、同意者に限った名簿情報の提供に留まっており、地域として平常時から顔の見える関係づくりを行おうとしても、地域全体の要支援者を把握できない状況にある。
- ・なお、法においては、当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意がなくとも平常時からの名簿情報の提供が可能とされている。

5 「福岡市避難行動要支援者名簿の活用に関する懇話会」（※）での主な意見

※法律の専門家、防災の専門家、避難支援等関係者等から避難行動要支援者名簿の活用について意見を伺うために設置。

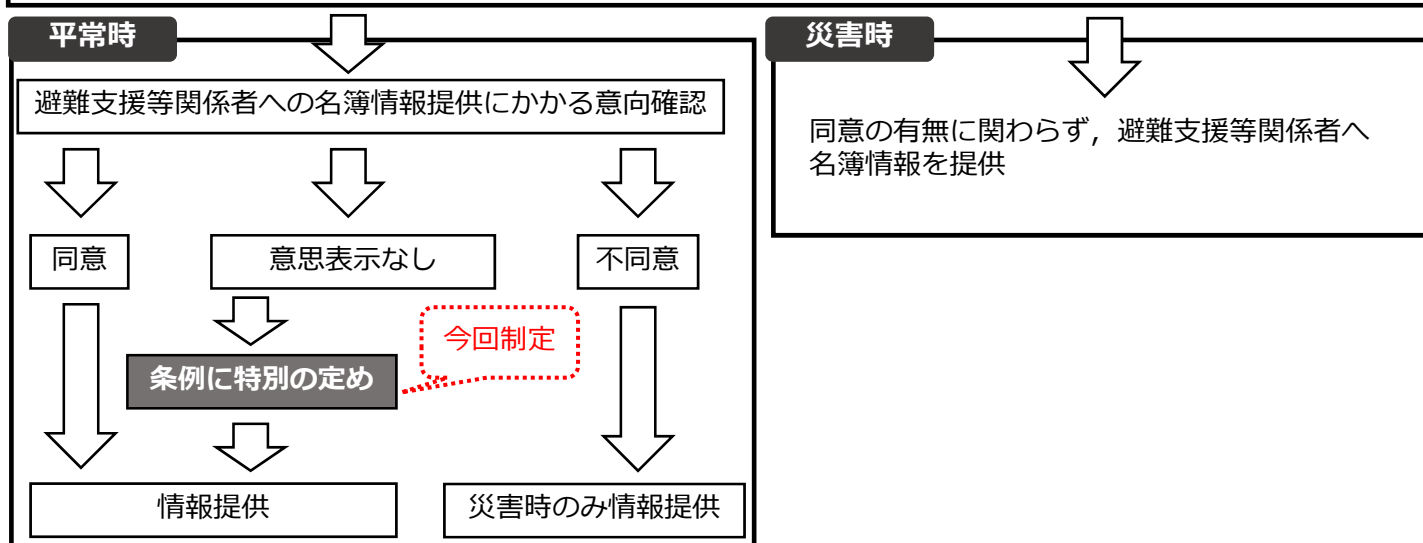
- ・個人情報の保護も大事だが、災害から命を守るためには、より多くの方の情報を平常時から地域に提供し、顔の見える関係づくりを進めておくべき。このためには、情報提供を拒否できる仕組みを設けたうえで、条例に特別の定めをすることが望ましい。
- ・条例に特別の定めをする方法としては、個別の条例を制定することが望ましい。

6 本市の対応

- ・要支援者本人への意向確認を複数回行っても、未回答者が2割以上いるため、条例を制定し、より多くの要支援者の名簿情報を避難支援等関係者へ提供できるようにする。

7 避難行動要支援者名簿提供の流れ

避難行動要支援者名簿



8 今後のスケジュール

令和2年10月	福岡市避難行動要支援者名簿に関する条例（仮称）（案）に係るパブリック・コメント
11月頃	パブリック・コメント結果公表
令和3年3月	福岡市避難行動要支援者名簿に関する条例（仮称）（案）を市議会へ提案
令和3年度	条例制定の周知，避難行動要支援者（新規対象者，意向確認未回答者）への意向確認 令和3年度避難行動要支援者名簿を地域へ提供